

単位修得状況の保護者通知について

法学部 3・4 年次学生のうち、次の基準により成績不振とみなされた学生について、平成 30 年度よりその保護者へ単位修得状況の通知を行うことになりましたので、お知らせします。

〔送付基準〕

- ① 3 年次終了時（3 月）において、全修得単位数が 90 単位数に満たない者
- ② 4 年次終了時（3 月）において、全修得単位数が 120 単位数に満たない者
- ③ 留年者については、年度末終了時（3 月）において、全修得単位数が 120 単位数に満たない者

※休学中及び留学中の者は除きます。

※学生及び保護者との連名によりその通知を望まないとの申し出があった場合は、通知は行いません。

なお、1・2 年次学生については、これまで各 Semester 終了時に全学生の保護者へ通知を行っており、その取扱いに変更はありません。

平成 31 年 1 月 17 日 法学部教務係